

第54回 岡山支部評議会 議事概要

開催日時：平成29年7月21日（金）14：00～15：30

開催場所：第一セントラルビル5階D会議室

出席評議員：浜田評議員（議長）・北野評議員・斉藤評議員・岡本評議員・高谷評議員・
金谷評議員・湯浅評議員・西尾評議員・岡山評議員

議題（1） 平成28年度決算について

事務局から、平成28年度決算について資料に沿って説明。

【主なご意見】

《学識経験者》

収支差のうち支部の債権回収実績により1億程度収支改善に寄与したということだが、
そもそもどのような債権が多いのか。

（事務局）

交通事故等により発生する損害賠償金債権が金額としては大きく、債権発生総額の3分の2を超える規模となる。

《学識経験者》

被保険者数が増加した要因としては、これまで未加入だった事業所が加入したことによるものと考えてよいか。

（事務局）

そのとおり。法令に基づき日本年金機構が厚生年金の外に健康保険の適用事業を行っており、これまでも未適用事業所の適用促進に取り組んでいたが、平成27年度より国税庁から法人データの提供を受け、これを活用した取り組みが効果をあげていると聞いている。

《事業主代表》

健保組合解散により協会けんぽへ加入者が移行してくるケースが多くなっているのか。

（事務局）

平成28年度においては、健保組合から協会けんぽへ774事業所、約3万6千人の被保険者が移行した。反対に、協会けんぽから健保組合へ1,123事業所、約14万人が移行している。28年度は、協会けんぽから健保組合へ移行したケースが多かった。

《学識経験者》

協会けんぽから健保組合に移行する場合とは。

(事務局)

合併等により既存の健保組合に編入する場合や、自らが組合を新たに設立する場合がある。

《学識経験者》

健保組合も4分の1が解散の危機に直面していると聞くが、その背景は

(事務局)

後期高齢者医療制度に係る支援金の全面総報酬割への移行に加え、今後介護保険についても総報酬割の導入が見込まれている。健保組合にとって財政的には逆風が吹いており、支出増に伴う財政悪化が懸念されているところ。

《事業主代表》

健保組合との格差を是正するために、協会けんぽへの国庫補助がなされていると承知しているが、健保組合に対しては国庫補助がないのか。

(事務局)

保険給付費等に係る国庫補助に関しては、毎年予算の中において、財政的に厳しい一部の健保組合が厚生労働省に申請することで、国庫補助を受けることができる。また、事務費に対する補助金は、健保組合も協会けんぽも交付を受けることができる。

■議題（１）について、平成28年度決算について、全会一致で確認された。

議題（２） 平成 28 年度事業実施結果について

事務局から、平成 28 年度事業実施結果について説明。

【主なご意見】

《学識経験者》

医療機関の窓口にて、高額療養費における自己負担限度額まで負担するケースとしては、どれくらいの件数にのぼるのか。

(事務局)

本資料 18 頁の表にあるように、高額療養費の現金給付分と現物給付分を合算した、年間約 8 万件程度となる。

《被保險者代表》

社会保険委員地区協議会においても健康保険委員を増やしたいとの立場だが、具体的な対策に苦慮している。健康保険委員と年金委員にもれなく同時に登録していただく、解嘱の際には代わりの方を委嘱していただく等、地道な方法に留まっている。

(事務局)

協会けんぽが日本年金機構から年金委員の情報を提供いただくことについては、個人情報保護の観点から連携が困難な面もある。日本年金機構主催の新規適用事業所への説明会や事務説明会等の機会をとらえて継続的に勧奨を実施するとともに、勧奨チラシの見

直しなどにより、健康保険委員の増加に努めてまいりたい。

《事業主代表》

以前にも話したが、総じて協会けんぽのメッセージが経営者まで届いていないのではないか。事業主名で送るとか、親展にするなどの工夫が必要では。健活企業宣言勸奨については様々な方法でアピールしているが、そうした方法も活かしながら、事務担当者と経営者双方に訴えていくことが重要ではないか。

(事務局)

送付方法を工夫していきたい。

《学識経験者》

調査事業は進行中ということか。

(事務局)

本事業のアンケート作成や分析にお力添えをいただいた岡山大学病院三橋助教に引き続き協力を得ながら、加入者・事業主へのフィードバックを念頭に、政策提言につなげるべく更なる分析に取り組んでいきたい。

《被保険者代表》

健診実施件数について、健診受診対象者約 25 万人に対して実施者数約 15 万人、差し引き約 10 万人については、受診していない加入者も含めて、健診データの提供がないということか。

(事務局)

そのとおり。労働安全衛生法上対象者が定期健診を受診している前提となるが、実際のところ、健診受診の有無は確認できない。なお、個人情報保護の観点から、データ提供について躊躇する事業主もいる。個別に支部長はじめ職員の訪問等によりデータ提供の理解を得られるように取り組むとともに、健診機関から事業主への勸奨も実施している。

《事業主代表》

事業者健診のデータ提供において、個人の氏名は必須ということか。

(事務局)

特定健診の結果に基づき、生活習慣改善のための行動変容を促す特定保健指導を実施するために必要となる。

■議題（２）について、平成 28 年度事業実施結果について、全会一致で確認された。

議題（３） 協会けんぽのインセンティブ制度について

事務局から、協会けんぽのインセンティブ制度について、資料に沿って説明。

【主なご意見】

《学識経験者》

確認だが、本日示されたインセンティブ制度は、協会けんぽのみで実施するものということによいか。

(事務局)

そのとおり。後期高齢者支援金の額が協会けんぽは保険者全体の約 3 分の 1 程度と大規模であり、協会けんぽを含んだインセンティブ制度となると保険者間で行われる財政中立的な加算減算制度の運営に支障をきたす可能性があるものと考えられる。

■議題（３）について、協会けんぽのインセンティブ制度について、全会一致で確認された。